

役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 本規程は、社団法人国際商事法研究所（以下「本所」という。）の常勤役員退職慰労金について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本所の常勤役員に適用する。

- 2 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、定年、任期満了、辞任もしくは、死亡により退職した者、または解任された者に支給する。
- 3 次の各号に該当するときは、退職慰労金を減額し、または不支給とすることができる。
 - (1) 非行または不祥事により役員を解任された場合。
 - (2) 退職にあたり、所定の手続および事務処理をせず、本所の業務運営に重大な支障をきたした場合。
 - (3) 退職にあたり、本所の社会的信用を傷つけ、または在職中知り得た機密を漏らし、本所に損害を与えた場合。
 - (4) その他前各号に準じる事由により、理事会において減額ないし不支給を適当と認めた場合。

(決定機関)

第3条 退職慰労金は、理事会で決定し、総会の承認を経て支給する。

(支給額)

第4条 退職慰労金の額は、次の方法により算出した額とする。

$$\text{退職慰労金の額} = \text{退職時の報酬月額} \times \text{在任年数}$$

（報酬月額は年俸を12で除した額）

(非常勤期間)

第5条 非常勤期間については、原則として第4条の役員在職年数から除く。ただし、特別の事情がある場合には、理事会で別途定めることができる。

(特別功労金)

第6条 特に功績顕著と認められる役員に対しては、理事会の決議により、第4

条により算出した金額の30%を超えない範囲で特別功労金を加算して支給することができる。

(支給の時期、方法)

第7条 本規程による退職慰労金および特別功労金は、完全に引継ぎ事務が完了し、かつ、本所に対して債務のある場合、その債務を返済した者に対して、以後2ヵ月以内に支払うことを原則とする。

(協議事項)

第8条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

平成23年3月29日改定

本規程は平成23年3月30日から適用する。